

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 3 章 納税者管理に関する事務	第 3 章 納税者管理に関する事務
個③ <u>4 0 4</u> 所得税・消費税の納税地指定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	個③ <u>0 0 8</u> 所得税・消費税の納税地指定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
個③ <u>4 0 6</u> 所得税・消費税の納税地指定解除通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	個③ <u>0 0 9</u> 所得税・消費税の納税地指定解除通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第 4 章 諸申請等の処理事務	第 4 章 諸申請等の処理事務
個④ 0 0 1 所得税の更正の請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	個④ 0 0 1 所得税の更正の請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
個④ 0 0 2 所得税の予定納税額の減額申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	個④ 0 0 2 所得税の予定納税額の減額申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
個④ 0 0 3 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書・・・・・・・・・・・・ 5	個④ 0 0 3 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書・・・・・・・・・・・・ 5
個④ 0 0 4 個人事業の開廃業等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	個④ 0 0 4 個人事業の開廃業等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
個④ 0 0 5 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書・・・・・・・・・・・・ 9	個④ 0 0 5 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書・・・・・・・・・・・・ 9
個④ 0 0 6 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書・・・・・・・・・・・・ 11	個④ 0 0 6 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書・・・・・・・・・・・・ 11
個④ 0 0 7 所得税・消費税の納税管理人の届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	個④ 0 0 7 所得税・消費税の納税管理人の届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
個④ 0 0 8 所得税・消費税の納税管理人の解任届出書・・・・・・・・・・・・ 15	個④ 0 0 8 所得税・消費税の納税管理人の解任届出書・・・・・・・・・・・・ 15
個④ 0 0 9 所得税の青色申告承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	個④ 0 0 9 所得税の青色申告承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
個④ 0 1 0 所得税の青色申告承認申請書(兼)現金主義の所得計算による旨の届出書・・・・ 19	個④ 0 1 0 所得税の青色申告承認申請書(兼)現金主義の所得計算による旨の届出書・・・・ 19
個④ 0 1 2 所得税の青色申告の承認申請の(承認、却下)通知書・・・・・・・・・・・・ 21	個④ 0 1 2 所得税の青色申告の承認申請の(承認、却下)通知書・・・・・・・・・・・・ 21
個④ 0 1 3 所得税の青色申告の承認取消し通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>25</u>	個④ 0 1 3 所得税の青色申告の承認取消し通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>23</u>
個④ 0 1 4 所得税の青色申告の取りやめ届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>29</u>	個④ 0 1 4 所得税の青色申告の取りやめ届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>25</u>
個④ 0 1 5 青色事業専従者給与に関する[届出・変更届出]書・・・・・・・・・・・・ <u>31</u>	個④ 0 1 5 青色事業専従者給与に関する[届出・変更届出]書・・・・・・・・・・・・ <u>27</u>
個④ 0 1 6 現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書・・・・・・・・・・・・ <u>33</u>	個④ 0 1 6 現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書・・・・・・・・・・・・ <u>29</u>
個④ 0 1 7 現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書・・・・・・・・・・・・ <u>35</u>	個④ 0 1 7 現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書・・・・・・・・・・・・ <u>31</u>
個④ 0 1 8 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書・・・・・・・・ 37	個④ 0 1 8 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書・・・・・・・・ 33
個④ 0 2 0 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の(承認、却下)通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>39</u>	個④ 0 2 0 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の(承認、却下)通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>35</u>
個④ 0 2 1 所得税の[たな卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法]の届出書・・・・・・・・ 43	個④ 0 2 1 所得税の[たな卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法]の届出書・・・・・・・・ 37
個④ 0 2 2 所得税の有価証券の評価方法の届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>45</u>	個④ 0 2 2 所得税の有価証券の評価方法の届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>39</u>
個④ 0 2 3 所得税の[たな卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法]の変更承認申請書・・・ <u>47</u>	個④ 0 2 3 所得税の[たな卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法]の変更承認申請書・・・ <u>41</u>
個④ 0 2 5 所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の(承認、却下)通知書・・・・・・・・ <u>49</u>	個④ 0 2 5 所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の(承認、却下)通知書・・・・・・・・ <u>43</u>
個④ 0 2 7 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の(承認、却下)通知書・・・・ <u>53</u>	個④ 0 2 7 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の(承認、却下)通知書・・・・ <u>45</u>
個④ 0 2 8 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>57</u>	個④ 0 2 8 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>47</u>
個④ 0 3 0 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の(承認、却下)通知書・・・・・・・・ <u>59</u>	個④ 0 3 0 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の(承認、却下)通知書・・・・・・・・ <u>49</u>

改 正 後				改 正 前			
個④	0 3 1	所得税のたな卸資産の特別な評価方法の承認申請書	63	個④	0 3 1	所得税のたな卸資産の特別な評価方法の承認申請書	51
個④	0 3 2	所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書	65	個④	0 3 2	所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書	53
個④	0 3 3	取替法採用承認申請書	67	個④	0 3 3	取替法採用承認申請書	55
個④	0 3 5	所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書	69	個④	0 3 5	所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書	57
個④	0 3 6	所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請書	73	個④	0 3 6	所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請書	59
個④	0 3 7	所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書	75	個④	0 3 7	所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書	61
個④	0 3 8	（別紙）承認を受けようとする耐用年数の算定の明細書	77	個④	0 3 8	（別紙）承認を受けようとする耐用年数の算定の明細書	63
個④	0 3 9	所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書	79	個④	038-1	所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書	64-1
個④	0 4 0	（別紙）更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書	81	個④	038-2	（別紙）更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書	64-3
個④	0 4 1	所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書	83	個④	038-3	所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書	64-5
個④	0 4 2	（別紙）みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書	85	個④	038-4	（別紙）みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書	64-7
個④	0 4 3	所得税の増加償却の届出書	87	個④	0 3 9	所得税の増加償却の届出書	65
個④	0 4 4	所得税の陳腐化資産の償却費の特例に係る承認申請書	89	個④	0 4 0	所得税の陳腐化資産の償却費の特例に係る承認申請書	67
個④	0 4 5	所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定申請書	91	個④	0 4 2	所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定申請書	73
個④	0 4 7	所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書	93	個④	0 4 4	所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書	75
個④	0 4 8	転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書（兼）承認書	97	個④	0 4 5	転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書（兼）承認書	75
個④	0 4 9	所得税のリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書	99	個④	045-1	所得税のリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書	76-1
個④	0 5 0	特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書	101	個④	045-2	特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書	76-3
個④	0 5 1	所得税の申告等の期限延長申請書	103	個④	0 4 6	所得税の申告等の期限延長申請書	77
個④	0 5 3	所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書	105	個④	0 4 8	所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書	79
個④	0 5 4	繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書	109	個④	0 4 9	繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書	81
個④	0 5 5	（別紙）徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書	111	個④	0 5 0	（別紙）徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書	83
個④	0 5 7	源泉所得税の徴収猶予証明書	113	個④	0 5 2	源泉所得税の徴収猶予証明書	85
個④	0 5 8	源泉所得税の徴収猶予の承認通知書	115	個④	0 5 3	源泉所得税の徴収猶予の承認通知書	87
個④	0 5 9	源泉所得税の徴収猶予承認の通知書	119	個④	0 5 4	源泉所得税の徴収猶予承認の通知書	89
個④	0 6 0	源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書	121	個④	0 5 5	源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書	91
個④	0 6 1	源泉所得税の徴収猶予承認申請却下の通知書	125	個④	0 5 6	源泉所得税の徴収猶予承認申請却下の通知書	93
個④	0 6 4	特別農業所得者の承認申請書	127	個④	0 5 9	特別農業所得者の承認申請書	95
個④	0 6 6	所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書	129	個④	0 6 1	所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書	97
個④	0 6 7	転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書	133	個④	061-1	転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書	98-2
個④	3 0 2	輸出品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書	135	個④	0 6 3	輸出品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書	99
個④	3 0 4	輸出品販売場許可申請の却下通知書	139	個④	0 6 5	輸出品販売場許可申請の却下通知書	101
個④	3 0 6	課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書	143	個④	0 6 7	課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書	103
個④	3 0 8	消費税課税事業者[選択・選択不適用]届出に係る特例承認申請の却下通知書	147	個④	0 6 9	消費税課税事業者[選択・選択不適用]届出に係る特例承認申請の却下通知書	105

改 正 後				改 正 前			
個④	<u>3 1 0</u>	消費税簡易課税制度[選択・選択不適用]届出に係る特例承認申請の却下通知書・・	<u>151</u>	個④	<u>0 7 1</u>	消費税簡易課税制度[選択・選択不適用]届出に係る特例承認申請の却下通知書・・	<u>107</u>
個④	<u>3 1 2</u>	災害等による消費税簡易課税制度[選択・選択不適用]届出に係る特例承認申請の却下通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>155</u>	個④	<u>071-2</u>	災害等による消費税簡易課税制度[選択・選択不適用]届出に係る特例承認申請の却下通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>108-2</u>
個④	<u>3 1 4</u>	更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（消費税・地方消費税分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>159</u>	個④	<u>0 7 3</u>	更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（消費税・地方消費税分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>109</u>
個④	<u>3 1 6</u>	消費税の特例規定不適用届出書の返戻について・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>163</u>	【新設】			
個④	<u>3 1 8</u>	課税売上割合に準ずる割合の適用承認取消通知書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>165</u>	【新設】			
個④	<u>3 2 1</u>	輸出品販売場許可の取消通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>169</u>	【新設】			
第5章 記帳指導及び青色申告事務等				第5章 記帳指導及び青色申告事務等			
【削除】							
第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務				第7章 申告書用紙及び決算書用紙の送付事務			
個⑥	<u>0 0 1</u>	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	1	個⑦	<u>0 0 1</u>	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	1
個⑥	<u>0 0 2</u>	分離課税の土地等の事業所得・雑所得の税額計算書・・・・・・・・（省略）		個⑦	<u>0 0 4</u>	分離課税の土地等の事業所得・雑所得の税額計算書・・・・・・・・（省略）	
個⑥	<u>0 0 3</u>	肉用牛の売却による所得の税額計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>2</u>	個⑦	<u>0 0 5</u>	肉用牛の売却による所得の税額計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>1-3</u>
個⑥	<u>0 0 4</u>	財産及び債務の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>3</u>	個⑦	<u>0 0 5</u>	財産及び債務の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>1-5</u>
個⑥	<u>0 0 5</u>	所得の内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>5</u>	個⑦	<u>0 0 6</u>	所得の内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>3</u>
個⑥	<u>0 0 6</u>	給与所得者の特定支出に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>9</u>	個⑦	<u>0 0 7</u>	給与所得者の特定支出に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>7</u>
個⑥	<u>0 0 7</u>	損益の通算の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>13</u>	個⑦	<u>0 0 8</u>	損益の通算の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>10-2</u>
個⑥	<u>0 0 8</u>	株式の異動明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（省略）		個⑦	<u>0 0 9</u>	株式の異動明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（省略）	
個⑥	<u>0 0 9</u>	先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書・・・・・・・・・・・・	<u>15</u>	個⑦	<u>009-1</u>	先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書・・・・・・・・・・・・	<u>12-2</u>
個⑥	<u>0 1 0</u>	平成 年分医療費の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>17</u>	個⑦	<u>009-2</u>	平成 年分医療費の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>12-4</u>
個⑥	<u>0 1 1</u>	特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書・・・・・・・・・・・・	<u>19</u>	個⑦	<u>0 1 0</u>	特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書・・・・・・・・・・・・	<u>13</u>
個⑥	<u>0 1 2</u>	資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書・・・・・・・・	<u>21</u>	個⑦	<u>0 1 1</u>	資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書・・・・・・・・	<u>14-2</u>
個⑥	<u>0 1 3</u>	個別評価による貸倒引当金に関する明細書・・・・・・・・・・・・	<u>23</u>	個⑦	<u>0 1 2</u>	個別評価による貸倒引当金に関する明細書・・・・・・・・・・・・	<u>15</u>
個⑥	<u>0 1 4</u>	翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算書・・・・・・・・（省略）		個⑦	<u>0 1 3</u>	翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算書・・・・・・・・（省略）	
個⑥	<u>0 1 5</u>	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>25</u>	個⑦	<u>0 1 4</u>	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>17</u>
個⑥	<u>0 1 6</u>	公募要件に該当する事実を証する明細書・・・・・・・・・・・・（省略）		個⑦	<u>0 1 5</u>	公募要件に該当する事実を証する明細書・・・・・・・・・・・・（省略）	
個⑥	<u>0 1 7</u>	土地の譲渡に係る対価の額等の明細書・・・・・・・・・・・・（省略）		個⑦	<u>0 1 6</u>	土地の譲渡に係る対価の額等の明細書・・・・・・・・・・・・（省略）	
個⑥	<u>0 1 8</u>	土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書・・・・・・・・・・・・（省略）		個⑦	<u>0 1 7</u>	土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書・・・・・・・・・・・・（省略）	
個⑥	<u>0 1 9</u>	買取仲介に係る土地等の譲渡益の計算明細書・・・・・・・・・・・・（省略）		個⑦	<u>0 1 8</u>	買取仲介に係る土地等の譲渡益の計算明細書・・・・・・・・・・・・（省略）	
個⑥	<u>0 2 0</u>	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書・・・・・・・・・・・・	<u>27</u>	個⑦	<u>0 1 9</u>	住宅借入金等特別控除額の計算明細書・・・・・・・・・・・・	<u>18-2</u>
個⑥	<u>0 2 1</u>	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>29</u>	個⑦	<u>019-1</u>	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>18-4</u>

改 正 後			改 正 前		
個⑥	0 2 2	連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書	個⑦	019-2	連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書
個⑥	0 2 3	(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書	個⑦	019-3	(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書
個⑥	0 2 4	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の計算明細書 (再び居住の用に供した方用)	個⑦	019-4	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の計算明細書 (再び居住の用に供した方用)
個⑥	0 2 5	政党等寄付金特別控除額の計算明細書	個⑦	0 2 0	政党等寄付金特別控除額の計算明細書
個⑥	0 2 6	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書	個⑦	020-1	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
個⑥	0 2 7	特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書	個⑦	020-2	特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書
個⑥	0 2 8	特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書	個⑦	020-3	特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書
個⑥	0 2 9	国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書	個⑦	0 2 1	国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書
個⑥	0 3 0	返品調整引当金に関する明細書	個⑦	0 2 2	返品調整引当金に関する明細書
個⑥	0 3 1	退職給与引当金に関する明細書	個⑦	0 2 3	退職給与引当金に関する明細書
個⑥	0 3 2	リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費に関する明細書	個⑦	023-1	リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費に関する明細書
個⑥	0 3 3	外国税額控除に関する明細書	個⑦	0 2 4	外国税額控除に関する明細書
個⑥	0 3 4	平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書	個⑦	0 2 5	平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書
個⑥	0 3 5	(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書	個⑦	025-1	(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書
個⑥	0 3 6	試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑦	0 2 6	試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥	0 3 7	試験研究費の総額・特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書	個⑦	026-1	試験研究費の総額・特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥	0 3 8	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書	個⑦	026-2	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥	0 3 9	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑦	026-3	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥	0 4 0	中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑦	026-4	中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥	0 4 1	の割増償却に関する明細書	個⑦	0 2 7	の割増償却に関する明細書
個⑥	0 4 2	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)	個⑦	0 2 8	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)
個⑥	0 4 3	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(付表)	個⑦	0 2 9	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(付表)
個⑥	0 4 4	中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	個⑦	0 3 0	中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書
個⑥	0 4 5	特別修繕準備金に関する明細書	個⑦	0 3 1	特別修繕準備金に関する明細書
個⑥	0 4 6	探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	個⑦	0 3 4	探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書
個⑥	0 4 7	電子機器利用設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)	個⑦	0 3 5	電子機器利用設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)
個⑥	0 4 8	電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	個⑦	0 3 6	電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)
個⑥	0 4 9	電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	個⑦	0 3 7	電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

改 正 後				改 正 前			
個⑥	0 5 0	の特別償却に関する明細書	89	個⑦	0 3 8	の特別償却に関する明細書	53
個⑥	0 5 1	プログラム等準備金に関する明細書	91	個⑦	0 3 9	プログラム等準備金に関する明細書	55
個⑥	0 5 2	事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (本表)	93	個⑦	0 4 0	事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (本表)	57
個⑥	0 5 3	事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に 関する明細書 (付表)	95	個⑦	0 4 1	事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に 関する明細書 (付表)	59
個⑥	0 5 4	事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除 取戻税額に関する明細書	97	個⑦	0 4 2	事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除 取戻税額に関する明細書	61
個⑥	0 5 5	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に 関する明細書	99	個⑦	0 4 7	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に 関する明細書	71
個⑥	0 5 6	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の 特別控除に関する明細書 (本表)	101	個⑦	047-1	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の 特別控除に関する明細書 (本表)	72-2
個⑥	0 5 7	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上 控除される金額に関する明細書 (付表)	103	個⑦	047-2	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上 控除される金額に関する明細書 (付表)	72-4
個⑥	0 5 8	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書	105	個⑦	047-3	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書	72-6
個⑥	0 5 9	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する 明細書	107	個⑦	047-4	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する 明細書	72-8
個⑥	0 6 0	情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (本表)	109	個⑦	047-5	情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (本表)	72-10
個⑥	0 6 1	情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に 関する明細書 (付表)	111	個⑦	047-6	情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に 関する明細書 (付表)	72-12
個⑥	0 6 2	情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に 関する明細書	113	個⑦	047-7	情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に 関する明細書	72-14
個⑥	0 6 3	情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書	115	個⑦	047-8	情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書	72-16
個⑥	0 6 4	情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に 関する明細書 (付表)	117	個⑦	047-9	情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に 関する明細書 (付表)	72-18
個⑥	0 6 5	情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除 取戻税額に関する明細書	119	個⑦	047-10	情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除 取戻税額に関する明細書	72-20
個⑥	0 6 6	教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	121	個⑦	047-11	教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	72-22
個⑥	0 6 7	中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書	123	個⑦	047-12	中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書	72-24
個⑥	0 6 8	特定災害防止準備金に関する明細書	125	個⑦	0 4 8	特定災害防止準備金に関する明細書	73
個⑥	0 6 9	日本国際博覧会出展準備金に関する明細書	127	個⑦	048-1	日本国際博覧会出展準備金に関する明細書	74-2
個⑥	0 7 0	金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書	129	個⑦	018-2	金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書	74-4
個⑥	0 7 1	農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い 取得した農用地等に係る必要経費算入に係る明細書	131	個⑦	048-3	農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い 取得した農用地等に係る必要経費算入に係る明細書	74-6
個⑥	0 7 2	優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を証する明細書	133	個⑦	0 4 9	優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を証する明細書	75
個⑥	0 7 3	中心市街地優良賃貸住宅・高齢者向け有料賃貸住宅の割増償却に関する明細書	135	個⑦	0 5 0	中心市街地優良賃貸住宅・高齢者向け有料賃貸住宅の割増償却に関する明細書	77
個⑥	0 7 4	改良優良賃貸住宅の特別償却に関する明細書	137	個⑦	050-1	改良優良賃貸住宅の特別償却に関する明細書	78-2

改 正 後				改 正 前			
<u>個⑥</u>	<u>0 7 5</u>	被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書・・・	<u>139</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 5 1</u>	被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書・・・	<u>79</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 7 6</u>	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>141</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 5 2</u>	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>81</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 7 7</u>	被災代替資産等の特別償却に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>143</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 5 3</u>	被災代替資産等の特別償却に関する明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>83</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 7 8</u>	総収入金額報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>145</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 5 7</u>	総収入金額報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>91</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 7 9</u>	申告書A第一表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>147</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 5 8</u>	申告書A第一表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>93</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 0</u>	申告書A第二表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>148</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 5 9</u>	申告書A第二表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>94</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 1</u>	申告書B第一表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>149</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 0</u>	申告書B第一表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>95</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 2</u>	申告書B第二表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>150</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 1</u>	申告書B第二表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>96</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 3</u>	申告書第三表（分離課税用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>151</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 2</u>	申告書第三表（分離課税用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>97</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 4</u>	申告書第三表（分離課税用）（平成十五年分以降用）・・・・・・・・・・	<u>152</u>	<u>個⑦</u>	<u>062-1</u>	申告書第三表（分離課税用）（平成十五年分以降用）・・・・・・・・・・	<u>98</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 5</u>	申告書第四表（一）（損失申告用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>153</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 3</u>	申告書第四表（一）（損失申告用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>99</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 6</u>	申告書第四表（二）（損失申告用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>154</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 4</u>	申告書第四表（二）（損失申告用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>100</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 7</u>	申告書第五表（修正申告用・別表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>155</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 5</u>	申告書第五表（修正申告用・別表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>101</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 8</u>	確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）・・・・・・・・	<u>157</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 7</u>	確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）・・・・・・・・	<u>103</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 8 9</u>	確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）・・・・・・・・	<u>158</u>	<u>個⑦</u>	<u>067-1</u>	確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）・・・・・・・・	<u>104</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 0</u>	所得税の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）・・・・・・・・・・	<u>159</u>	<u>個⑦</u>	<u>067-2</u>	所得税の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）・・・・・・・・・・	<u>104-2</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 1</u>	確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）・・・・・・・・・・	<u>161</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 8</u>	確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）・・・・・・・・・・	<u>105</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 2</u>	保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書・・・・・・・・・・	<u>163</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 6 9</u>	保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書・・・・・・・・・・	<u>106-2</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 3</u>	収支内訳書（一般用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>165</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 1</u>	収支内訳書（一般用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>107</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 4</u>	収支内訳書（農業所得用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>167</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 2</u>	収支内訳書（農業所得用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>109</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 5</u>	収支内訳書（不動産所得用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>169</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 3</u>	収支内訳書（不動産所得用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>111</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 6</u>	青色申告決算書（一般用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>171</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 4</u>	青色申告決算書（一般用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>113</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 7</u>	青色申告決算書（不動産所得用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>175</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 5</u>	青色申告決算書（不動産所得用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>117</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 8</u>	青色申告決算書（現金主義用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>179</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 6</u>	青色申告決算書（現金主義用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>121</u>
<u>個⑥</u>	<u>0 9 9</u>	青色申告決算書（農業所得用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>181</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 7</u>	青色申告決算書（農業所得用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>123</u>
<u>個⑥</u>	<u>1 0 0</u>	平成 年分収支内訳書（一般用）付表<<医師及び歯科医師用>>・・・・・	<u>185</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 8</u>	平成 年分収支内訳書（一般用）付表<<医師及び歯科医師用>>・・・・・	<u>127</u>
<u>個⑥</u>	<u>1 0 1</u>	平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表<<医師及び歯科医師用>>・・・・・	<u>187</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 7 9</u>	平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表<<医師及び歯科医師用>>・・・・・	<u>129</u>
<u>個⑥</u>	<u>1 0 2</u>	譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】・・・・・	<u>189</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 8 0</u>	譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】・・・・・	<u>131</u>
<u>個⑥</u>	<u>1 0 3</u>	居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 （居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）・・・・・	<u>193</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 8 1</u>	居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 （居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）・・・・・	<u>135</u>
<u>個⑥</u>	<u>1 0 4</u>	特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 （特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）・・・・・	<u>195</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 8 2</u>	特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 （特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）・・・・・	<u>136</u>
<u>個⑥</u>	<u>1 0 5</u>	譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】・・・・・・・・・・	<u>197</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 8 3</u>	譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】・・・・・・・・・・	<u>137</u>
<u>個⑥</u>	<u>1 0 6</u>	保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）・・・・・	<u>199</u>	<u>個⑦</u>	<u>0 8 4</u>	保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）・・・・・	<u>139</u>
第7章 確定申告関係事務				第8章 確定申告関係事務			
【廃止】				<u>個⑧</u>	<u>0 0 5</u>	の納税申告書等の送付通知書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>1</u>

改 正 後				改 正 前			
個⑦	0 0 5	居住形態等に関する確認書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>1</u>	個⑦	0 0 6	居住形態等に関する確認書・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>2-2</u>
個⑦	0 0 6	所得税準確定申告書(所得税法第 172 条第 1 項に規定する申告書)	<u>5</u>	個⑦	0 0 7	所得税準確定申告書(所得税法第 172 条第 1 項に規定する申告書)	<u>3</u>
第 8 章 確定申告期限後の内部事務				第 9 章 確定申告期限後の内部事務			
個⑧	5 0 1	年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書・・・・・・・・	(省略)	<u>【第 15 章より移行】</u>			
個⑧	5 0 2	年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の 交付申請書	<u>1</u>	<u>【第 15 章より移行】</u>			
第 9 章 予定納税額及び中間申告に関する事務				第 10 章 予定納税額及び中間申告に関する事務			
個⑨	0 0 1	所得税の予定納税額の通知書(一般用)	(省略)	個⑩	0 0 1	所得税の予定納税額の通知書(一般用)	(省略)
個⑨	0 0 2	所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある人用)	(省略)	個⑩	0 0 2	所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある人用)	(省略)
個⑨	1 0 3	中間申告書(期限後提出分)の取扱いについて	<u>1</u>	<u>【新設】</u>			
個⑨	1 0 5	中間申告書(撤回申出分)の取扱いについて	<u>3</u>	<u>【新設】</u>			
第 10 章 調査事務				第 11 章 調査事務			
第 11 章 事後処理				第 12 章 事後処理			
第 12 章 更正、決定等事務				第 13 章 更正、決定等事務			
個⑫	0 0 2	更正決定等通知書(申請・請求用／本表の一)	<u>1</u>	個⑬	0 0 3	更正決定等通知書(申請・請求用／本表の一)	<u>1</u>
個⑫	0 0 4	更正決定等通知書(申請用／本表の一の二)	<u>3</u>	個⑬	0 0 6	更正決定等通知書(申請用／本表の一の二)	<u>2</u>
個⑫	0 0 6	更正決定等通知書(請求用／本表の一の三)	<u>5</u>	個⑬	0 0 9	更正決定等通知書(請求用／本表の一の三)	<u>3</u>
個⑫	0 0 8	更正決定等通知書(一般用／本表の二)	<u>7</u>	個⑬	0 1 2	更正決定等通知書(一般用／本表の二)	<u>5</u>
個⑫	0 1 0	更正決定等通知書(一般用／本表の二の二)	<u>9</u>	個⑬	0 1 5	更正決定等通知書(一般用／本表の二の二)	<u>7</u>
個⑫	0 1 2	更正決定等通知書(加算税用／本表の三)	<u>11</u>	個⑬	0 1 8	更正決定等通知書(加算税用／本表の三)	<u>9</u>
個⑫	0 1 4	更正決定等通知書(加算税用／本表の三の二)	<u>13</u>	個⑬	0 2 1	更正決定等通知書(加算税用／本表の三の二)	<u>10</u>
個⑫	0 1 6	更正決定等通知書(加算税用／本表の三の三)	<u>15</u>	個⑬	0 2 4	更正決定等通知書(加算税用／本表の三の三)	<u>11</u>
個⑫	0 1 9	更正決定等通知書(処分の理由／次葉)	<u>17</u>	個⑬	0 2 6	更正決定等通知書(処分の理由／次葉)	<u>12</u>
個⑫	0 2 1	更正決定等通知書(別表)	<u>18</u>	個⑬	0 2 9	更正決定等通知書(別表)	<u>13</u>
個⑫	0 2 3	更正決定等通知書(総所得金額等の計算書(損益通算用)／付表の一)	<u>19</u>	個⑬	0 3 1	更正決定等通知書(総所得金額等の計算書(損益通算用)／付表の一)	<u>14</u>
個⑫	0 2 5	更正決定等通知書(総所得金額等の計算書(純損失等の繰越控除用)／ 付表の二)	<u>20</u>	個⑬	0 3 3	更正決定等通知書(総所得金額等の計算書(純損失等の繰越控除用)／ 付表の二)	<u>15</u>
個⑫	0 2 7	更正決定等通知書(変動所得・臨時所得の平均課税の計算書／付表の三)	<u>21</u>	個⑬	0 3 5	更正決定等通知書(変動所得・臨時所得の平均課税の計算書／付表の三)	<u>16</u>
個⑫	0 2 9	更正決定等通知書(分離課税の短期譲渡所得の税額計算書／付表の四の二)	<u>22</u>	個⑬	0 3 7	更正決定等通知書(分離課税の短期譲渡所得の税額計算書／付表の四の二)	<u>18</u>
個⑫	0 3 1	更正決定等通知書(純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／ 付表の七)	<u>23</u>	個⑬	0 3 9	更正決定等通知書(純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／ 付表の七)	<u>19</u>
個⑫	0 3 3	更正決定等通知書(加算税の基礎となる税額の計算書／付表の八)	<u>24</u>	個⑬	0 4 1	更正決定等通知書(加算税の基礎となる税額の計算書／付表の八)	<u>20</u>

改 正 後				改 正 前			
個⑫	0 3 5	更正決定等通知書（加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書／付表の八の三）	25	個⑬	0 4 3	更正決定等通知書（加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書／付表の八の三）	21
個⑫	0 3 7	更正決定等通知書（加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書／付表の八の四）	26	個⑬	0 4 5	更正決定等通知書（加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書／付表の八の四）	21-2
個⑫	0 3 9	更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書／付表の九）	27	個⑬	0 4 7	更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書／付表の九）	23
個⑫	0 4 1	更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書／付表の十）	28	個⑬	0 4 9	更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書／付表の十）	23-2
個⑫	0 4 3	更正決定等通知書（先物取引に係る雑所得等の計算書兼翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書／付表の十一）	29	個⑬	0 5 0	更正決定等通知書（先物取引に係る雑所得等の計算書兼翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額の計算書／付表の十一）	23-2
個⑫	0 4 5	更正決定等通知書（不服申立て等について）	31	個⑬	0 5 1	更正決定等通知書（不服申立て等について）	24
個⑫	3 0 2	消費税及び地方消費税の通知書並びに加算税の賦課決定通知書	33	【新設】			
個⑫	3 0 4	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書	35	【新設】			
個⑫	3 0 6	消費税及び地方消費税の通知書並びに加算税の賦課決定通知書（不服申立て等について）	37	【新設】			
個⑫	3 0 8	消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書（不服申立て等について）	38	【新設】			
第 13 章 集計と回付事務				第 14 章 集計と回付事務			
【削除】				第 15 章 納税証明書の発行等に関する事務			
【廃止】				個⑮	0 0 1	納税証明書（その 2 所得金額用）	1
【廃止】				個⑮	0 0 4	納税証明請求書（その 2 所得金額用）	3
【第 8 章へ移行】				個⑮	0 0 6	年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書	(省略)
【第 8 章へ移行】				個⑮	0 0 7	年末調整のための住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書	5
第 14 章 会計検査院に関する事務				第 16 章 会計検査院に関する事務			
第 15 章 情報公開等に関する事務				第 17 章 情報公開等に関する事務			
第 16 章 報告及び統計事務				第 18 章 報告及び統計事務			
第 17 章 不服申立てに関する事務				第 19 章 不服申立てに関する事務			
第 18 章 雑則				第 20 章 雑則			

第4章 諸申請等の処理事務
 予定納税額の減額申請書（個④〇〇2）



平成21年分所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書

※11月減額申請の場合は「7月」の文学を採算してください。

住所 (又は事業所、事務所、倉庫等) _____ 職業 _____
 姓 名 _____ 姓 名 _____ 姓 名 _____
 年 月 日 提出 _____ 氏 名 _____ 姓 名 _____
 _____ 氏 名 _____ 姓 名 _____

平成21年分の予定納税額について下記のとおり減額の申請をします。

○「通知を受けた金額」欄には、「平成21年分所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。
ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額（⑤の金額）」、「予定納税額（③、④の金額）」をそ

- 1 減額申請の理由（該当する項目を○で囲んでください。）
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他（状況不届、扶養家族・障害者等の増加など）
 2 減額申請の具体的な理由（例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。）

3 添付書類の名称（申告納税見解額の計算の基礎となった資料として添付する証拠書類の名称を書いてください。）

[illegible]

申告納税見積額等の計算書（書き方は裏面を参照して下さい。）

校理
署名押印
(電話番号)

「新聞の一面は本報で占めてほしい」

20

第4章 諸申請等の処理事務
 予定納税額の減額申請書（個④〇〇2）



この国は
かないで

通信日付印の年月日	確認印	番 号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	整理番号
年 月 日			青・白		

平成20年分所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書

↑11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

〒
 住 所
 (又は事業所、事務所)
 (住所、居所など)
 税務署長
 年 月 日提出
 氏 名
 電 話
 番 号
 (印)

11月以降申請の場合は「7月」の文字を抹消してください

平成20年分の予定納税額について下記のとおり減額の申請をします。

○「通知を受けた金額」欄には、「平成20年分所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。
ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額（③の金額）」、「予定納税額（②、④の金額）」をそれぞれ書いてください。

- 1 減額申請の理由(該当する項目を○で囲んでください)
 商業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他(業況不振、扶養親族・障害者等の増加など)
- 2 減額申請の具体的な理由(例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

3 添付書類の名称（申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する証拠書類の名称を書いてください。）

(1) _____

(2) _____

申告納税原積額等の計算書（書き方は裏面を参照して下さい。）

申告書に提出する所得金額等		申 請 金 額	
平成20年分の所得金額の見積額	営業等・農業①	課税される所得金額	②に対する額 ③
	不動産②	③に対する額 ④ ④に対する額 ⑤ ⑤に対する額 ⑥ ⑥に対する額 ⑦ ⑦に対する額 ⑧ ⑧に対する額 ⑨ ⑨に対する額 ⑩ ⑩に対する額 ⑪ ⑪に対する額 ⑫ ⑫に対する額 ⑬ ⑬に対する額 ⑭ ⑭に対する額 ⑮ ⑮に対する額 ⑯ ⑯に対する額 ⑰ ⑰に対する額 ⑱ ⑱に対する額 ⑲ ⑲に対する額 ⑳ ㉑に対する額 ㉒ ㉒に対する額 ㉓ ㉓に対する額 ㉔ ㉔に対する額 ㉕ ㉕に対する額 ㉖ ㉖に対する額 ㉗ ㉗に対する額 ㉘ ㉘に対する額 ㉙ ㉙に対する額 ㉚ ㉚に対する額 ㉛ ㉛に対する額 ㉜ ㉜に対する額 ㉝ ㉝に対する額 ㉞ ㉞に対する額 ㉟ ㉟に対する額 ㊱ ㊱に対する額 ㊲ ㊲に対する額 ㊳ ㊳に対する額 ㊴ ㊴に対する額 ㊵ ㊵に対する額 ㊶ ㊶に対する額 ㊷ ㊷に対する額 ㊸ ㊸に対する額 ㊹ ㊹に対する額 ㊺ ㊺に対する額 ㊻ ㊻に対する額 ㊼ ㊼に対する額 ㊽ ㊽に対する額 ㊾ ㊾に対する額 ㊿	③に対する額 ④
	利当③		④に対する額 ⑤
	配当④		⑤に対する額 ⑥
	給与⑤		⑥に対する額 ⑦
	雑⑥	⑦に対する額 ⑧	
	合 計 ⑦	⑧に対する額 ⑨	
	合 計 ⑧	⑨に対する額 ⑩	
	合 計 ⑨	⑩に対する額 ⑪	
	合 計 ⑩	⑪に対する額 ⑫	
合 計 ⑪	⑫に対する額 ⑬		
所得から差し引かれる金額	雑損控除⑪	配当・リターン税等の控除⑭	⑬に対する額 ⑮
	医療費控除⑫	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除⑯	⑮に対する額 ⑰
	社会保険料・小規模企業共済等掛金控除⑬	政令等寄付金特別控除⑱	⑰に対する額 ⑲
	生命保険料控除⑭	住宅耐震改修特別控除⑳	⑲に対する額 ㉑
	地震保険料控除⑮	電子証明書等特別控除㉒	㉑に対する額 ㉓
	寄付金控除⑯	延滞利息控除㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘(延滞のときは2を乗ってください。)	㉓に対する額 ㉕
	障害者・寡婦学生控除⑰	災害減免額、外国税額控除㉙	㉕に対する額 ㉗
	配偶者控除⑱	源泉徴収税額㉚	㉗に対する額 ㉙
	配偶者特別控除㉑	申告納税見直し(㉙-㉚-㉛-㉜)(5万円未満のときは0と書いてください。)	㉙に対する額 ㉛
	扶養控除㉒	予 定 第 1 期 分	㉛に対する額 ㉝
	基礎控除㉓	納 税 額 第 2 期 分	㉝に対する額 ㉟
	合 計 ㉔		
		380,000	

二連電

③この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月17日です。

④予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とでは計算のしかたが異なりますからご注意ください。

⑤変動所得・臨時所得のある方は税務署におたずねください。

改正後	改正前
申告納税見積額等の計算書の書き方 1 「所得金額」①～⑩欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成21年分の所得金額を見積もって書いてください。 この場合、次の点に注意してください。 (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。 ※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。 (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として「平成21年分所得税の予定納税について」の「平成21年給与所得の速算表」により求めた金額を書きます。 (3) 「総合課税・一時」⑦欄……総合課税の課税所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。 総合短期の課税所得＋（総合長期の課税所得＋一時所得）×$\frac{1}{2}$ (4) 「⑧、⑨」の各欄……次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。 イ 分離課税の土地建物等の短期課税所得……………「分離短期課税」 ロ 分離課税の土地建物等の長期課税所得……………「分離長期課税」 ハ 分離課税の株式等の課税所得等……………「株式等の分離課税等」 ニ 分離課税の上場株式等の配当所得……………「上場株式等の分離配当」 ホ 分離課税の先物取引の事業所得又は雑所得……「先物取引の分離雑等」 ヘ 山林所得……………「山林」 2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑮欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成21年分の控除額を見積もって書いてください。 3 「税額」⑯～⑳欄 (1) 「上の⑤に対する税額」㉑欄……「平成21年分所得税の予定納税について」の「平成21年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。 (2) 「上の⑧に対する税額」㉒欄……1の(4)の所得がある場合に、次により求めたこれらの課税所得金額（⑧、⑨の各欄の金額）に対する税額を書きます。 イ 課税分離短期課税に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 課税分離短期課税所得金額×30% 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。 ロ 課税分離長期課税に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 課税分離長期課税所得金額×15% 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。 ハ 株式等の課税分離課税等に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 (イ) 株式等の課税分離課税所得等の金額（未公開分）×15% (ロ) 株式等の課税分離課税所得等の金額（上場分）×7% (ホ) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、(イ)により計算します。 ニ 上場株式等の課税分離配当に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 上場株式等の課税分離配当所得の金額×7% ホ 先物取引の課税分離雑等に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 先物取引の課税分離雑所得等の金額×15% ヘ 課税山林に対する税額……「平成21年分所得税の予定納税について」の「平成21年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。 4 「配当控除、投資税額等の控除」㉓欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。 (1) 配当控除……「⑧の金額＋課税分離短期課税＋課税分離長期課税＋株式等の課税分離課税等＋上場株式等の課税分離配当＋先物取引の課税分離雑等」の金額が、 イ 1千万円以下の場合……「④の金額×10%」になります。 ④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、計算が複雑ですから、税務署におたずねください。 ロ 1千万円を超える場合……税務署におたずねください。 (2) 投資税額等の控除……税務署におたずねください。 5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉔欄、「政党等寄附金特別控除」㉕欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除」㉖欄、「電子証明書等特別控除」㉗欄……税務署におたずねください。 6 「災害減免額、外国税額控除」㉘欄……該当する文字を○で囲んだ上、減免額及び控除額の合計額を書きます。 7 「源泉徴収税額」㉙欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する源泉徴収税額の見積額の合計額を書きます。 8 「予定納税額」㉚、㉛欄 (1) 7月減額申請の場合 「第1期分」㉚欄……それぞれ「申告納税見積額」㉑の金額の3分の「第2期分」㉛欄……1に当たる金額を書きます。 (2) 11月減額申請の場合 「第1期分」㉚欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。 「第2期分」㉛欄……「申告納税見積額」㉑～「第1期分」㉚欄×$\frac{1}{2}$に当たる金額を書きます。 ただし、特例農業所得者は、「申告納税見積額」㉑の金額の2分の1に当たる金額を書きます。 ● 申告納税見積額等の計算は、平成21年分の所得税に適用される税法を基として行うことになります。 なお、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。	申告納税見積額等の計算書の書き方 1 「所得金額」①～⑩欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成20年分の所得金額を見積もって書いてください。 この場合、次の点に注意してください。 (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。 ※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。 (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として「平成20年分所得税の予定納税について」の「平成20年分給与所得の速算表」により求めた金額を書きます。 (3) 「総合課税・一時」⑦欄……総合課税の課税所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。 総合短期の課税所得＋（総合長期の課税所得＋一時所得）×$\frac{1}{2}$ (4) 「⑧、⑨」の各欄……次の所得がある場合に、その所得の種類とその所得金額を書きます。 イ 分離課税の土地建物等の短期課税所得……………「分離短期課税」 ロ 分離課税の土地建物等の長期課税所得……………「分離長期課税」 ハ 分離課税の株式等の課税所得等……………「株式等の分離課税等」 ニ 分離課税の先物取引の事業所得又は雑所得……「先物取引の分離雑等」 ホ 山林所得……………「山林」 2 「所得から差し引かれる金額」⑪～⑮欄 6月30日（11月減額申請の場合は10月31日）現在の状況で平成20年分の控除額を見積もって書いてください。 3 「税額」㉑～㉓欄 (1) 「上の⑤に対する税額」㉑欄……「平成20年分所得税の予定納税について」の「平成20年分所得税の税額表」で求めた税額を書きます。 (2) 「上の⑧に対する税額」㉒欄……1の(4)の所得がある場合に、次により求めたこれらの課税所得金額（⑧、⑨の各欄の金額）に対する税額を書きます。 イ 課税分離短期課税に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 課税分離短期課税所得金額×30% 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。 ロ 課税分離長期課税に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 課税分離長期課税所得金額×15% 国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率が適用される場合がありますから、税務署におたずねください。 ハ 株式等の課税分離課税等に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 (イ) 株式等の課税分離課税所得等の金額（未公開分）×15% (ロ) 株式等の課税分離課税所得等の金額（上場分）×7% (ホ) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、(イ)により計算します。 ニ 先物取引の課税分離雑等に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。 先物取引の課税分離雑所得等の金額×15% ホ 課税山林に対する税額……「平成20年分所得税の予定納税について」の「平成20年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。 4 「配当控除、投資・リース税額等の控除」㉔欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。 (1) 配当控除……「⑧の金額＋課税分離短期課税＋課税分離長期課税＋株式等の課税分離課税等＋先物取引の課税分離雑等」の金額が、 イ 1千万円以下の場合……「④の金額×10%」になります。 ④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、計算が複雑ですから、税務署におたずねください。 ロ 1千万円を超える場合……税務署におたずねください。 (2) 投資・リース税額等の控除……税務署におたずねください。 5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉔欄、「政党等寄附金特別控除」㉕欄、「住宅耐震改修特別控除」㉖欄、「電子証明書等特別控除」㉗欄……税務署におたずねください。 6 「災害減免額、外国税額控除」㉘欄……該当する文字を○で囲んだ上、減免額及び控除額の合計額を書きます。 7 「源泉徴収税額」㉙欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する源泉徴収税額の見積額の合計額を書きます。 8 「予定納税額」㉚、㉛欄 (1) 7月減額申請の場合 「第1期分」㉚欄……それぞれ「申告納税見積額」㉑の金額の3分の「第2期分」㉛欄……1に当たる金額を書きます。 (2) 11月減額申請の場合 「第1期分」㉚欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。 「第2期分」㉛欄……「申告納税見積額」㉑～「第1期分」㉚欄×$\frac{1}{2}$に当たる金額を書きます。 ただし、特例農業所得者は、「申告納税見積額」㉑の金額の2分の1に当たる金額を書きます。 ● 申告納税見積額等の計算は、平成20年分の所得税に適用される税法を基として行うことになります。 なお、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は税務相談室（電話相談センター）におたずねください。

改 正 後

個人事業の開廃業等届出書（個④〇〇４）

税務署受付印										1 0 4 0																		
個人事業の開廃業等届出書																												
_____ 税務署長		納 税 地 住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (TEL - -)																										
_____ 年 _____ 月 _____ 日 提出		上 記 以 外 の 住 所 地 ・ 事 業 所 等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 (TEL - -)																										
フ リ ガ ナ 氏 名 ㊦		生 年 月 日 大正 昭和 平成 年 月 日 生																										
職 業 フ リ ガ ナ 屋 号																												
個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。																												
届 出 の 区 分 （該当する文字を○で囲んでください。）		開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を書いてください。） 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を書いてください。） 住所 _____ 氏名 _____																										
開 廃 業 日		開 廃 業 や 事 務 所 ・ 事 業 所 の 新 増 設 等 の あ っ た 日 平成 年 月 日																										
事 業 所 等 を 新増設、移転、 廃止した場合		新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____																										
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合		設 立 法 人 名 _____ 代 表 者 名 _____ 法 人 納 税 地 _____ 設 立 登 記 平成 年 月 日																										
開 廃 業 に 伴 う 届 出 書 の 提 出 の有無		「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有 ・ 無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有 ・ 無																										
事 業 の 概 要 （できるだけ具体的に書いてください。）																												
給 与 等 の 支 払 の 状 況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">従 事 員 数</th> <th style="width: 10%;">給 与 の 定 め 方</th> <th style="width: 10%;">税 額 の 有 無</th> <th rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">そ の 他 参 考 事 項</th> </tr> <tr> <td>専 従 者</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>使 用 人</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>										区 分	従 事 員 数	給 与 の 定 め 方	税 額 の 有 無	そ の 他 参 考 事 項	専 従 者	人		有 ・ 無	使 用 人			有 ・ 無	計			有 ・ 無
区 分	従 事 員 数	給 与 の 定 め 方	税 額 の 有 無	そ の 他 参 考 事 項																								
専 従 者	人		有 ・ 無																									
使 用 人			有 ・ 無																									
計			有 ・ 無																									
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		有 ・ 無																										
関与税理士 (TEL - -)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">税 務 署 署 長</th> <th style="width: 10%;">整 理 番 号</th> <th style="width: 10%;">関 係 部 門 連 絡</th> <th style="width: 10%;">A</th> <th style="width: 10%;">B</th> <th style="width: 10%;">C</th> <th style="width: 10%;">D</th> <th style="width: 10%;">E</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										税 務 署 署 長	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C	D	E									
税 務 署 署 長	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C	D	E																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">源泉 用紙交付</td> <td style="width: 40%;">通信日付印の年月日</td> <td style="width: 40%;">確認印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>										源泉 用紙交付	通信日付印の年月日	確認印		年 月 日												
源泉 用紙交付	通信日付印の年月日	確認印																										
	年 月 日																											

改 正 前

個人事業の開廃業等届出書（個④〇〇４）

税務署受付印										1 0 4 0																		
個人事業の開廃業等届出書																												
_____ 税務署長		納 税 地 住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (TEL - -)																										
_____ 年 _____ 月 _____ 日 提出		上 記 以 外 の 住 所 地 ・ 事 業 所 等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 (TEL - -)																										
フ リ ガ ナ 氏 名 ㊦		生 年 月 日 大正 昭和 平成 年 月 日 生																										
職 業 フ リ ガ ナ 屋 号																												
個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。																												
届 出 の 区 分 （該当する文字を○で囲んでください。）		開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を書いてください。） 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を書いてください。） 住所 _____ 氏名 _____																										
開 廃 業 日		開 廃 業 や 事 務 所 ・ 事 業 所 の 新 増 設 等 の あ っ た 日 平成 年 月 日																										
事 業 所 等 を 新増設、移転、 廃止した場合		新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____																										
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合		設 立 法 人 名 _____ 代 表 者 名 _____ 法 人 納 税 地 _____ 設 立 登 記 平成 年 月 日																										
開 廃 業 に 伴 う 届 出 書 の 提 出 の有無		「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有 ・ 無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有 ・ 無																										
事 業 の 概 要 （できるだけ具体的に書いてください。）																												
給 与 等 の 支 払 の 状 況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">従 事 員 数</th> <th style="width: 10%;">給 与 の 定 め 方</th> <th style="width: 10%;">税 額 の 有 無</th> <th rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">そ の 他 参 考 事 項</th> </tr> <tr> <td>専 従 者</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>使 用 人</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>										区 分	従 事 員 数	給 与 の 定 め 方	税 額 の 有 無	そ の 他 参 考 事 項	専 従 者	人		有 ・ 無	使 用 人			有 ・ 無	計			有 ・ 無
区 分	従 事 員 数	給 与 の 定 め 方	税 額 の 有 無	そ の 他 参 考 事 項																								
専 従 者	人		有 ・ 無																									
使 用 人			有 ・ 無																									
計			有 ・ 無																									
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		有 ・ 無																										
関与税理士 (TEL - -)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">税 務 署 署 長</th> <th style="width: 10%;">整 理 番 号</th> <th style="width: 10%;">関 係 部 門 連 絡</th> <th style="width: 10%;">A</th> <th style="width: 10%;">B</th> <th style="width: 10%;">C</th> <th style="width: 10%;">D</th> <th style="width: 10%;">E</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										税 務 署 署 長	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C	D	E									
税 務 署 署 長	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C	D	E																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">源泉 用紙交付</td> <td style="width: 40%;">通信日付印の年月日</td> <td style="width: 40%;">確認印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>										源泉 用紙交付	通信日付印の年月日	確認印		年 月 日												
源泉 用紙交付	通信日付印の年月日	確認印																										
	年 月 日																											

改 正 後	改 正 前
所得税の〔たな卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法〕の変更承認申請書（個④〇２３） 書 き 方 １ この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。 ２ この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の３月15日までに提出してください。 （注）平成21年分の所得税について、平成20年度改正前の耐用年数省令において、異なる種類の区分に属する減価償却資産につき異なる償却の方法を選定している場合で、その減価償却資産が平成20年度改正後の耐用年数省令において、同一の種類の区分に属することとなったときで、その減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、この届出書を平成22年３月15日までに提出することにより、変更の承認があったものとみなされます。 ３ この申請書の標題及び本文の中の「たな卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。 ４ 「１ たな卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。 （１）「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。 （２）「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとするたな卸資産の区分を、（１）の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。 （３）「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする資産について、既に届け出ている方法（届け出ない場合は、それぞれの資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。 ５ 「２ 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。 （１）減価償却資産を取得した日に応じて「（１）平成19年３月31日以前に取得した減価償却資産」又は「（２）平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。 （２）「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。 （３）「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を（１）の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。 （４）「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出ない場合は、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。 （注）平成10年４月１日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。 ６ 「３ 変更しようとする理由」 （１）３の（１）における建物の取得年月日について、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。 （２）３の「（２）その他」欄には、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。	所得税の〔たな卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法〕の変更承認申請書（個④〇２３） 書 き 方 １ この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。 ２ この申請書は、たな卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の３月15日までに提出してください。 （注）平成19年分の所得税について、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、この届出書を平成20年３月17日までに提出することにより、変更の承認があったものとみなされます。 ３ この申請書の標題及び本文の中の「たな卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。 ４ 「１ たな卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。 （１）「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。 （２）「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとするたな卸資産の区分を、（１）の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。 （３）「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする資産について、既に届け出ている方法（届け出ない場合は、それぞれの資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。 ５ 「２ 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。 （１）減価償却資産を取得した日に応じて「（１）平成19年３月31日以前に取得した減価償却資産」又は「（２）平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。 （２）「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。 （３）「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を（１）の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。 （４）「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出ない場合は、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。 （注）平成10年４月１日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。 ６ 「３ 変更しようとする理由」 （１）３の（１）における建物の取得年月日について、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。 （２）３の「（２）その他」欄には、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。

改正後	改正前
<u>消費税の特例規定不適用届出書の返戻について（個④316）</u> 第80号様式 <u>（郵便番号）</u> _____ <u>（納税地）</u> _____ <u>（名称又は屋号）</u> _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 <u>（代表者氏名又は氏名）</u> _____ 殿 _____ 税務署長 _____ 印 消費税の特例規定不適用届出書の返戻について 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日付で、あなたから提出されていた「消費税 不適用届出書」については、消費税法上提出することができ ない期間内に提出されたので返戻します。 （注） この不適用届出書にかかる消費税の特例規定の適用をやめようとする場合 には、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日以後に「消費税 不適用 届出書」を提出してください。	<u>【新設】</u>

改 正 後	改 正 前
消費税の特例規定不適用届出書の返戻について 1 作成目的 この通知書は、課税事業者選択、課税期間特例選択又は簡易課税制度選択の不適用届出書が提出することができない期間内に提出された場合において、これらの不適用届出書を納税者に返戻する場合に作成する。 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 (1) 本文中の「平成 年 月 日付」の空欄には、返戻する不適用届出書の收受年月日又は郵便物若しくは信書便物の通信日付を記載する。 (2) 「消費税 不適用届出書」の空欄には、返戻する不適用届出書のうち、「課税事業者選択」、「課税期間特例選択」又は「簡易課税制度選択」を記載する。 (3) (注)書の「平成 年 月 日以後」の空欄には、提出禁止期間の末日の翌日を記載する。	<u>【新設】</u>

改 正 後	改 正 前
課税売上割合に準ずる割合の適用承認取消通知書（個④318） 第 82 号様式 第 号 平成 年 月 日 (郵便番号) (納税地) (氏 名) 殿 税務署長 財務事務官 課税売上割合に準ずる割合の適用承認取消通知書 平成 年 月 日付 第 号課税売上割合に準ずる割合の適用承認通知書により行った消費税法第30条第3項の規定による承認については、下記の理由により取り消し、平成 年 月 日を始期とする課税期間からその効力を失うこととしましたので通知します。 記 (理 由) () 枚のうち () 枚目	【新設】

改正後	改正前
不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ☐ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 ☐ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ☐ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ☐ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ☐ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ☐ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ☐ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 ☐ 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 ☐ 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 ☐ 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	【新設】

改 正 後	改 正 前
課税売上割合に準ずる割合の適用承認取消通知書 1 作成目的 この通知書は、課税売上割合に準ずる割合の適用承認について、取消しの通知を行う場合に作成する。 2 記載要領等 この通知書の「理由」欄は、取消しの理由を具体的に記載する。 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長 国税局長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消し、空欄には処分を行う税務署名又は国税局名を記載する。 また、「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、国税不服審判所の支部名を記載する。 4 留意事項 この通知書は、書留郵便により送付する。	<u>【新設】</u>

改正後	改正前
<u>輸出物品販売場許可の取消通知書（個④321）</u> 第 87 号様式 第 号 平成 年 月 日 (郵便番号) (納税地) (氏 名) 殿 税務署長 財務事務官 輸出物品販売場許可の取消通知書 平成 年 月 日付 第 号輸出物品販売場許可通知書により行った消費税法第 8 条第 6 項の規定による許可については、下記の理由により取り消しましたから通知します。 記 (理 由) () 枚のうち () 枚目	<u>【新設】</u>

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 （1） 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 （2） 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 （3） 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないにつき正当な理由があるとき。 （ ） 枚のうち （ ） 枚目	<u>【新設】</u>

改 正 後	改 正 前
輸出物品販売場許可の取消通知書 1 作成目的 この通知書は、輸出物品販売場の許可について、取消しの通知を行う場合に作成する。 2 記載要領等 この通知書の「理由」欄は、取消しの理由を具体的に記載する。 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「税務署長 国税局長」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消し、空欄には処分を行う税務署名又は国税局名を記載する。 また、「国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、国税不服審判所の支部名を記載する。 4 留意事項 この通知書は、書留郵便により送付する。	<u>【新設】</u>

改 正 後	改 正 前
第7章 確定申告関係事務 【廃止】	第8章 確定申告関係事務 の納税申告書等の送付通知書（個⑧005） 第 号 平 成 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税 務 署 長 印 の納税申告書等の送付通知書 あなたが平成 年 月 日に提出された （国 税 局 長） については、下記の理由により 税 務 署 長 に送付しましたので通知します。 （国 税 局 長） なお、今後これについての申出等は、すべて送付先の税 務 署 長にしてください。 記 1 送 付 し た 理 由 2 参 考 事 項 （国 税 局） (1) 送付先の 税 務 署の所在地等 所在地 電話番号 (2) その他

改 正 後	改 正 前
<u>【廃止】</u>	_____の納税申告書等の送付通知書 1 作成目的 この通知書は、管轄違い等の理由により、所得税（又は消費税及び地方消費税）の納税申告書等を、国税局又は他の税務署に送付した場合に、その納税申告書等を提出した者に通知する目的のために作成する。 2 記載要領等 標題の「_____の納税申告書等の送付通知書」には、送付する納税申告書等の種類に応じ、「所得税」若しくは「消費税及び地方消費税」又は「所得税・消費税及び地方消費税」と記載する。

改 正 後	改 正 前
第9章 予定納税額及び中間申告に関する事務 中間申告書（期限後提出分）の取扱いについて（個⑨103） 平成 年 月 日 (郵便番号) _____ (納税地) _____ (氏名) _____ 殿 _____ 税 務 署 長 _____ 印 中間申告書（期限後提出分）の取扱いについて あなたから提出されました申告書は、期限後に提出されたため、消費税法（地方消費税を含みます。）上の中間申告書とはなりませんのでお知らせします。 なお、この申告書の提出に伴って納付された消費税額は、還付又は未納の国税に充当します。	第10章 予定納税額及び中間申告に関する事務 【新設】

改 正 後	改 正 前
中間申告書（期限後提出分）の取扱いについて 1 作成目的 この返戻書は、期限後に提出された中間申告書の取扱いを当該事業者に通知する場合に作成する。 2 その他 この通知の送付に当たっては、消費税の更正決定通知書等の送付用の窓付封筒を使用する。	<u>【新設】</u>

改正後	改正前
中間申告書（撤回申出分）の取扱いについて（個⑨１０５） 平成 年 月 日 (郵便番号) _____ (納税地) _____ (氏名) _____ 殿 _____ 税務署長 _____ 印 中間申告書（撤回申出分）の取扱いについて 平成 年 月 日付でされた中間申告の撤回の申出に基づいて、あなたから提出された 自 平成 年 月 日 日 中間申告対象期間の中間申告書が無効とします。 至 平成 年 月 日 なお、この申告書の提出に伴って納付された消費税額は、還付又は未納の国税に充当します。	【新設】

改 正 後	改 正 前
中間申告書（撤回申出分）の取扱いについて 1 作成目的 この返戻書は、中間申告書の提出を要しない事業者が中間申告した後において、その申告を撤回したい旨の申出がなされ、当該申出に基づき当該事業者に通知する場合に作成する。 2 その他 (1) この通知書の送付に当たっては、消費税の更正決定通知書等の送付用の窓付封筒を使用する。 (2) 「 年 月 日付」には、撤回申出書を提出した年月日を記載する。 (3) 文中の不要文字は抹消する。	<u>【新設】</u>

改 正 後		改 正 前																																																																																																																																										
第 12 章 更正、決定等事務 消費税及び地方消費税の 決議書並びに加算税の賦課決定通知書（個⑫3 0 2） 納税地 氏 名 殿 第 号 年 月 日 税務署長 印 消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書 自 年 月 日 至 年 月 日課税期間分（ ）の消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の加算税を下記のとおり 及び賦課決定したので通知します。 記 <table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>A 既確定額（ ）</th><th>B 調査額（ ）</th></tr></thead><tbody><tr><td>課 税 標 準 額</td><td>1</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>消 費 税 額</td><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>控 除 過 大 調 整 税 額</td><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>控 除 対 象 仕 入 税 額</td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>控 除 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額</td><td>5</td><td></td><td></td></tr><tr><td>税 貸 倒 れ に 係 る 税 額</td><td>6</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費 控 除 税 額 小 計 (4+5+6)</td><td>7</td><td></td><td></td></tr><tr><td>限 界 控 除 前 の 税 額 (2+3-7)</td><td>8</td><td></td><td></td></tr><tr><td>控 除 不 足 還 付 税 額 (7-2-3)</td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>限 界 控 除 税 額</td><td>10</td><td></td><td></td></tr><tr><td>差 引 税 額 (8-10)</td><td>11</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中 間 納 付 税 額</td><td>12</td><td></td><td></td></tr><tr><td>納 付 税 額 (11-12)</td><td>13</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中 間 納 付 還 付 税 額 (12-11)</td><td>14</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 となる消費税額</td><td>15</td><td></td><td></td></tr><tr><td>控 除 不 足 還 付 税 額</td><td>16</td><td></td><td></td></tr><tr><td>差 引 税 額</td><td>17</td><td></td><td></td></tr><tr><td>譲 渡 割 額 還 付 額</td><td>18</td><td></td><td></td></tr><tr><td>消 費 税 納 税 額</td><td>19</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中 間 納 付 譲 渡 割 額 (18-19)</td><td>20</td><td></td><td></td></tr><tr><td>納 付 譲 渡 割 額 (19-18)</td><td>21</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (19-18)</td><td>22</td><td></td><td></td></tr><tr><td>消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付△印）税額 (13+20-9-14-17-21)</td><td>23</td><td></td><td></td></tr><tr><td>消費税及び地方消費税の合計税額の増減額（減額△印）</td><td>23</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 賦 課 し た 加 算 税 の 額 の 計 算 明 細 <table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>加算税の基礎となる税額</th><th>加 算 税 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">申告</td><td>賦課決定額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>変更決定後の賦課決定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">加 算 税</td><td>賦課決定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>変更決定後の賦課決定額</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>本 税 額</th><th>過少申告加算税額</th><th>無申告加算税額</th><th>重 加 算 税 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>納 付 す べ き 税 額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>減 少 す る 税 額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>還 付 金 額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 * 納期限及び延滞税の計算方法については、裏面に記載してあります。		区 分		A 既確定額（ ）	B 調査額（ ）	課 税 標 準 額	1	円	円	消 費 税 額	2			控 除 過 大 調 整 税 額	3			控 除 対 象 仕 入 税 額	4			控 除 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	5			税 貸 倒 れ に 係 る 税 額	6			費 控 除 税 額 小 計 (4+5+6)	7			限 界 控 除 前 の 税 額 (2+3-7)	8			控 除 不 足 還 付 税 額 (7-2-3)	9			限 界 控 除 税 額	10			差 引 税 額 (8-10)	11			中 間 納 付 税 額	12			納 付 税 額 (11-12)	13			中 間 納 付 還 付 税 額 (12-11)	14			地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 となる消費税額	15			控 除 不 足 還 付 税 額	16			差 引 税 額	17			譲 渡 割 額 還 付 額	18			消 費 税 納 税 額	19			中 間 納 付 譲 渡 割 額 (18-19)	20			納 付 譲 渡 割 額 (19-18)	21			中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (19-18)	22			消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付△印）税額 (13+20-9-14-17-21)	23			消費税及び地方消費税の合計税額の増減額（減額△印）	23			区 分		加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額	申告	賦課決定額	円	円	変更決定後の賦課決定額			加 算 税	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			区分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額	納 付 す べ き 税 額	円	円	円	円	減 少 す る 税 額					還 付 金 額					第 13 章 更正、決定等事務 【新設】
区 分		A 既確定額（ ）	B 調査額（ ）																																																																																																																																									
課 税 標 準 額	1	円	円																																																																																																																																									
消 費 税 額	2																																																																																																																																											
控 除 過 大 調 整 税 額	3																																																																																																																																											
控 除 対 象 仕 入 税 額	4																																																																																																																																											
控 除 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	5																																																																																																																																											
税 貸 倒 れ に 係 る 税 額	6																																																																																																																																											
費 控 除 税 額 小 計 (4+5+6)	7																																																																																																																																											
限 界 控 除 前 の 税 額 (2+3-7)	8																																																																																																																																											
控 除 不 足 還 付 税 額 (7-2-3)	9																																																																																																																																											
限 界 控 除 税 額	10																																																																																																																																											
差 引 税 額 (8-10)	11																																																																																																																																											
中 間 納 付 税 額	12																																																																																																																																											
納 付 税 額 (11-12)	13																																																																																																																																											
中 間 納 付 還 付 税 額 (12-11)	14																																																																																																																																											
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 となる消費税額	15																																																																																																																																											
控 除 不 足 還 付 税 額	16																																																																																																																																											
差 引 税 額	17																																																																																																																																											
譲 渡 割 額 還 付 額	18																																																																																																																																											
消 費 税 納 税 額	19																																																																																																																																											
中 間 納 付 譲 渡 割 額 (18-19)	20																																																																																																																																											
納 付 譲 渡 割 額 (19-18)	21																																																																																																																																											
中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (19-18)	22																																																																																																																																											
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付△印）税額 (13+20-9-14-17-21)	23																																																																																																																																											
消費税及び地方消費税の合計税額の増減額（減額△印）	23																																																																																																																																											
区 分		加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額																																																																																																																																									
申告	賦課決定額	円	円																																																																																																																																									
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																											
加 算 税	賦課決定額																																																																																																																																											
	変更決定後の賦課決定額																																																																																																																																											
区分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額																																																																																																																																								
納 付 す べ き 税 額	円	円	円	円																																																																																																																																								
減 少 す る 税 額																																																																																																																																												
還 付 金 額																																																																																																																																												

改正後	改正前																																		
1 納付すべき税額及び延滞税は、同封の納付書・納税告知書により、までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 なお、「減少する税額」欄の税額が既に納付されている場合又は「還付金額」欄の税額がある場合において、他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。 2 本税額と併せて納付すべき延滞税は、次の算式により計算してください。 本税額 納付すべき本税額 (1万円未満の端数切捨て) (注) 1 × 延滞税の割合 7.3% 〔納期限の翌日から2月を経過した日以後は 14.6%〕 (注) 2 × 期間（日数） 法定納期限の翌日から完納の日まで (注) 3 = 延滞税の額 (100円未満の端数切捨て) (注) 4 365 ○ この通知により納付すべき本税額の内訳 <table><thead><tr><th>消費税</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td>地方消費税</td><td>円</td></tr></tbody></table> (注) 1 本税額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。 また、本税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その10,000円未満の端数を切り捨てた後の金額により計算してください。 なお、消費税又は地方消費税額のいずれかが減額となる場合には、その減額となる本税額は、上記の算式の本税額には含まれませんのでご注意ください。 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で次の割合を適用することとなります。 (1) 納期限の翌日から2月を経過する日までは、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率＋4%」のいずれか低い割合 (2) 納期限の翌日から2月を経過した日以後は、年「14.6%」 3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。 なお、次のかっこ内に期間の記載がある場合には、その期間は、国税通則法の規定により上記の計算期間に含まれないことになっていますから、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。 (自 . . . 至 . . .)の期間 4 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は、これを納付する必要はありません。 また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨ててください。 3 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。 4 不明な点がありましたら当税務署にお問い合わせください。 5 消費税について、異なった税率を適用している場合の課税標準額及び消費税額の内訳は、次のとおりです。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>税率</th><th>既徴定額（ ）</th><th>調査額（ ）</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">課税標準額</td><td>6.0%分</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>4.5%分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.0%分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4.0%分</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">消費税額</td><td>6.0%分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4.5%分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.0%分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4.0%分</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	消費税	円	地方消費税	円	区分	税率	既徴定額（ ）	調査額（ ）	課税標準額	6.0%分	円	円	4.5%分			3.0%分			4.0%分			消費税額	6.0%分			4.5%分			3.0%分			4.0%分			【新設】
消費税	円																																		
地方消費税	円																																		
区分	税率	既徴定額（ ）	調査額（ ）																																
課税標準額	6.0%分	円	円																																
	4.5%分																																		
	3.0%分																																		
	4.0%分																																		
消費税額	6.0%分																																		
	4.5%分																																		
	3.0%分																																		
	4.0%分																																		

個人課税事務提要（様式編Ⅰ）

様式編Ⅰ－28

改正後		改正前																																															
消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書（個⑫304） <table><tr><td>納税地</td><td></td><td>第</td><td>号</td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td></td><td>殿</td><td colspan="2">税務署長</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>印</td></tr></table> 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 自 年 月 日 至 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の加算税を 下記のとおり賦課決定したので通知します。 記 <table><thead><tr><th>区</th><th>分</th><th>加算税の基礎となる税額</th><th>加算税の額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">申告 加算税</td><td>賦課決定額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>変更決定後の賦課決定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少（△印）する加算税の額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>賦課決定額</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">重加算税</td><td>賦課決定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>変更決定後の賦課決定額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少（△印）する加算税の額</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ 納付してください。 ○ 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。 この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 （ ）枚のうち（ ）枚目		納税地		第	号	氏名		年	月	日		殿	税務署長					印	区	分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	申告 加算税	賦課決定額	円	円	変更決定後の賦課決定額			この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少（△印）する加算税の額			賦課決定額	円		重加算税	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少（△印）する加算税の額						【新設】
納税地		第	号																																														
氏名		年	月	日																																													
	殿	税務署長																																															
			印																																														
区	分	加算税の基礎となる税額	加算税の額																																														
申告 加算税	賦課決定額	円	円																																														
	変更決定後の賦課決定額																																																
	この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少（△印）する加算税の額																																																
	賦課決定額	円																																															
重加算税	賦課決定額																																																
	変更決定後の賦課決定額																																																
	この通知書により納付すべき加算税の額 又は減少（△印）する加算税の額																																																

改 正 後															改 正 前														
消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書（個⑩304）																													
〒 (納税地)															第 号 平成 年 月 日 税 務 署 長 財 務 事 務 官 印														
(氏 名) 殿																													
消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書																													
次のとおり消費税及び地方消費税の加算税を賦課決定したので通知します。																													
課 税 期 間			区 分			加算税の基礎となる税額										加 算 税 の 額													
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ()			申告 加 算 税			賦 課 決 定 額										円													
						変更決定後の賦課決定額										円													
						この通知書により納付すべき加算税の額又は減少(△印)する加算税の額										円													
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ()			重加算税			賦 課 決 定 額										円													
						変更決定後の賦課決定額										円													
						この通知書により納付すべき加算税の額又は減少(△印)する加算税の額										円													
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ()			申告 加 算 税			賦 課 決 定 額										円													
						変更決定後の賦課決定額										円													
						この通知書により納付すべき加算税の額又は減少(△印)する加算税の額										円													
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ()			重加算税			賦 課 決 定 額										円													
						変更決定後の賦課決定額										円													
						この通知書により納付すべき加算税の額又は減少(△印)する加算税の額										円													
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ()			申告 加 算 税			賦 課 決 定 額										円													
						変更決定後の賦課決定額										円													
						この通知書により納付すべき加算税の額又は減少(△印)する加算税の額										円													
自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 ()			重加算税			賦 課 決 定 額										円													
						変更決定後の賦課決定額										円													
						この通知書により納付すべき加算税の額又は減少(△印)する加算税の額										円													
○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ 納付してください。 なお、納付すべき加算税の額が2課税期間分以上ある場合は、課税期間ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。 ○ 減少する加算税の額が既に納付されている場合で他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。																													
この通知に係る処分は 職員の調査に基づいて行いました。																													

改正後	改正前
消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書（不服申立て等について）（個⑫306） 不服申立て等について 氏 名 _____ 【不服申立てについて】 ○ 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 課税期間分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	【新設】

改 正 後	改 正 前
消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書（不服申立て等について）（個⑩308） 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ 自平成 年 月 日 自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 課税 至平成 年 月 日 、至平成 年 月 日 期間分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとすると (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	【新設】

改正後	改正前																						
【第 15 章は削除】 【廃止】	第 15 章 納税証明書の発行等に関する事務 納税証明書（その 2 所得金額用）（個⑬ 0 0 1） FABS03 納 税 証 明 書 (その 2 所得金額用) 住 所 (納 税 地) 氏 名 (税目：申告所得税) <table><thead><tr><th rowspan="2">年 分</th><th colspan="2">所 得 金 額</th><th rowspan="2">摘 要</th></tr><tr><th>申 告 額</th><th>更正・決定後の額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (備 考) 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局の調査による更正等により異動を生じる場合があります。 所(証明)第 号 上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 税務署長 財務事務官	年 分	所 得 金 額		摘 要	申 告 額	更正・決定後の額																
年 分	所 得 金 額		摘 要																				
	申 告 額	更正・決定後の額																					

改正後	改正前																																								
【廃止】	納税証明書交付請求書 収入印紙ちよう付欄 (消印しないでください) 税務署長 あて 年 月 日 住所 (納税地) (フリガナ) 氏名 又は 法人名及び 代表者氏名 氏名 住所 特定信託の名称: ※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。 下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。 記 <table><tr><th>証明書の種類</th><th>□ その1</th><th>□ その2</th><th>□ その3 □ その3の2 □ その3の3</th><th>□ その4</th></tr><tr><td>証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)</td><td>□ 申告所得税 □ 法人税及び 消費地方消費税 □ その他 ()</td><td>□ 申告所得税 □ 法人税</td><td>□ 申告所得税 □ 法人税及び 消費地方消費税 □ その他 () ※ その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。</td><td></td></tr><tr><td>証明を受けようとする国税の年度</td><td>年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日</td><td>年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>証明を受けようとする事項</td><td>・ 納付すべき税額 ・ 納付済額 ・ 未納税額 □ 法定納期限等 □ 源泉徴収税額 □ 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)</td><td>所得金額 ※申告所得税の証明の場合、所得額類別の証明も可能です。 □には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 □ 総所得金額の証明 □ 事業所得金額の証明 □ 上記以外の所得金額の証明 ()</td><td>未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないこととなります。</td><td>滞納処分を受けたことがないこと</td></tr><tr><td>証明書の請求枚数</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr></table> 証明書の使用目的 □ 資金借入 □ 入札参加指名称 □ 登録申請(更新) □ 保証人 □ その他() ※ 税務署整理欄 <table><tr><td>本人(代理人)確認方法</td><td>□ 運転免許証 □ パスポート □ 身分証明書() □ 健康保険証 □ 住民基本台帳カード(顔写真付) □ その他()</td><td>確認者</td></tr><tr><td>委任事実の確認</td><td>□ 電話照会 □ 印鑑照合 □ 申告書等確認 □ その他()</td><td></td></tr><tr><td>□ 収入印紙</td><td>その1 税目数 年度 枚 円 合計 その2 年度 枚 円 (内現金 円)</td><td>確認者</td></tr><tr><td>□ 現金</td><td>その3 年度 枚 円 その4 年度 枚 円</td><td>証明番号</td></tr><tr><td>納付一連番号</td><td></td><td>整理番号</td></tr></table>	証明書の種類	□ その1	□ その2	□ その3 □ その3の2 □ その3の3	□ その4	証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	□ 申告所得税 □ 法人税及び 消費地方消費税 □ その他 ()	□ 申告所得税 □ 法人税	□ 申告所得税 □ 法人税及び 消費地方消費税 □ その他 () ※ その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。		証明を受けようとする国税の年度	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日			証明を受けようとする事項	・ 納付すべき税額 ・ 納付済額 ・ 未納税額 □ 法定納期限等 □ 源泉徴収税額 □ 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	所得金額 ※申告所得税の証明の場合、所得額類別の証明も可能です。 □には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 □ 総所得金額の証明 □ 事業所得金額の証明 □ 上記以外の所得金額の証明 ()	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないこととなります。	滞納処分を受けたことがないこと	証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚	本人(代理人)確認方法	□ 運転免許証 □ パスポート □ 身分証明書() □ 健康保険証 □ 住民基本台帳カード(顔写真付) □ その他()	確認者	委任事実の確認	□ 電話照会 □ 印鑑照合 □ 申告書等確認 □ その他()		□ 収入印紙	その1 税目数 年度 枚 円 合計 その2 年度 枚 円 (内現金 円)	確認者	□ 現金	その3 年度 枚 円 その4 年度 枚 円	証明番号	納付一連番号		整理番号
証明書の種類	□ その1	□ その2	□ その3 □ その3の2 □ その3の3	□ その4																																					
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	□ 申告所得税 □ 法人税及び 消費地方消費税 □ その他 ()	□ 申告所得税 □ 法人税	□ 申告所得税 □ 法人税及び 消費地方消費税 □ その他 () ※ その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。																																						
証明を受けようとする国税の年度	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日																																							
証明を受けようとする事項	・ 納付すべき税額 ・ 納付済額 ・ 未納税額 □ 法定納期限等 □ 源泉徴収税額 □ 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	所得金額 ※申告所得税の証明の場合、所得額類別の証明も可能です。 □には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 □ 総所得金額の証明 □ 事業所得金額の証明 □ 上記以外の所得金額の証明 ()	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないこととなります。	滞納処分を受けたことがないこと																																					
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚																																					
本人(代理人)確認方法	□ 運転免許証 □ パスポート □ 身分証明書() □ 健康保険証 □ 住民基本台帳カード(顔写真付) □ その他()	確認者																																							
委任事実の確認	□ 電話照会 □ 印鑑照合 □ 申告書等確認 □ その他()																																								
□ 収入印紙	その1 税目数 年度 枚 円 合計 その2 年度 枚 円 (内現金 円)	確認者																																							
□ 現金	その3 年度 枚 円 その4 年度 枚 円	証明番号																																							
納付一連番号		整理番号																																							

個人課税事務提要 (様式編 I)

様式編 I - 3 4

改 正 後

改 正 前

【廃止】

納税証明書交付請求書の記載に当たってのご注意

1 納税者の方の住所・氏名（法人の場合には納税地、法人名及び代表者氏名）を記入し押印をしてください。代理人の方が窓口にお越しになる場合は、証明を受ける方の委任状が必要です。代理人の方は、代理人記入欄に署名・押印してください。

※1 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、連結親法人に係る名称及び代表者氏名を記入してください。

※2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、「法人名」欄に受託者の名称を記入するとともに、証明を受ける特定信託の名称を記入してください。

2 証明書の種類に ☒ を付けてください。複数種類の証明書についての交付請求も可能です。

なお、必要とする証明書の種類、年度、税目等が不明な場合は提出先にご確認をお願いします。

その1 … 納付すべき税額・納付済額・未納税額など納税額についての証明です。

その2 … 所得金額についての証明です。

法人税の場合には、「各事業年度の所得の金額」、「退職年金等積立金の額」、「清算所得の金額」、「各連結事業年度の連結所得の金額」又は「特定信託の各計算期間の所得の金額」の証明書の請求をする場合に使用します。

その3 … 未納の税額がないことの証明です。

個人の方で「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の2」に、法人の方で「法人税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の3」に ☒ を付けてください。

その4 … 滞納処分を受けたことがないこと等の証明です。

3 証明を受けようとする税目に ☒ を付けてください。

4 証明を受けようとする国税の年度を記入してください。

申告所得税については「年分」を、法人税については「事業年度」、「連結事業年度」又は「計算期間」を、「消費税及び地方消費税」については「課税期間」を記入してください。

なお、連結申告に係る「連結事業年度」の場合は◎と「年分」欄に併せて記入してください。

5 その1の証明書を請求される方で、「法定納期限等」又は申告所得税について「源泉徴収税額」について証明が必要な場合には、証明を受けようとする事項の該当欄に ☒ を付けてください。

6 申告所得税についてその2の証明書を請求される方は、証明を受けようとする事項の該当欄に ☒ を付けてください。

7 証明書の請求枚数を記入してください。

8 証明書の使用目的を記載してください。

9 納税証明書の交付請求には手数料（収入印紙又は現金）が必要です。手数料の金額は次の算式で求められます。

種 類	税目数		年度		枚数		単 価		小 計	合 計
その1		×		×		×	400 円	=		
その2				×		×	400 円	=		
その3等						×	400 円	=		

収入印紙をはって手数料を納める場合には、収入印紙には絶対消印しないでください。消印したものは無効となります。

なお、災害等により借入れを行う場合には手数料が免除される場合があります。詳しくは係員にお尋ねください。

10 請求枚数が多量であったり、納税証明書の作成のために調査を要するなどの場合には、当日発行できないことがあります。

11 その他、不明な点は係員にお尋ねください。